

令和4年5月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	第3期久喜市教育振興基本計画（案）の策定状況について・・・別冊	
イ	教育財産の取得の申出について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ウ	久喜市教育委員会表彰について・・・・・・・・・・・・・・	7
エ	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	11
オ	久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について・・・・・・・・	12

イ 教育財産の取得の申出について

教育財産の取得の申出について

- 1 教育財産の種類
久喜市立小・中学校 大型提示装置
- 2 数量
83台
- 3 取得金額
59,162,400円
- 4 契約の相手方
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社 埼玉支社
公共文教営業部
部長 高田 利行

物品購入契約書

久喜市（以下「発注者」という。）とリコージャパン株式会社 埼玉支社 公共文教営業部（以下「受注者」という。）とは、下記物品の購入に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約物品及び規格数量）

第1条 契約物品及び規格数量は、次のとおりとする。

（1）品名

久喜市立小・中学校 大型提示装置

（2）規格

仕様書のとおり

（3）数量

仕様書のとおり

（契約金額）

第2条 契約金額は、金59,162,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金5,378,400円）とする。

（納入期日及び場所）

第3条 受注者は、令和4年9月30日までに契約物品を発注者が指定する場所に納入するものとする。ただし、天災地変等発注者がやむを得ない理由と認めるときは、この限りではない。

2 前項による契約物品の納入は、第5条第2項の検査に合格したときに、これを完了する。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。（久喜市契約規則第27条第3号に該当）

（検査）

第5条 受注者は、契約物品を納入しようとするとき及び納入を完了したときは、その旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の規定による物品の納入完了通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物品の納入の検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面により受注者に通知する

ものとする。

- 3 発注者は、契約物品を事前に確認する必要があると認める場合は、中間検査を行うことができる。その結果、合格した場合は、受注者に通知するものとする。

(契約代金の支払い)

第6条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に契約代金を支払うものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第7条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期日までに納入を完了することができない場合において、納入期日後に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は違約金を徴収して納入期日を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 第5条第2項に規定する検査に合格するまでに契約物品に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、納入された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修正等の履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 受注者が、契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、成果物を発注者に引き渡したときにおいて、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反したとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により納入期日に契約物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(契約の効力)

第12条 本契約は久喜市議会の議決を得るまでは仮契約とし、同議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

(定めのない事項等)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合については、久喜市契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年4月27日

発注者 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長 梅田修一

受注者 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社 埼玉支社 公共文教営業部
部長 高田利行

物品概要

(久喜市立小・中学校 大型提示装置)

1 大型提示装置

- ・型 式 RICOH Interactive Whiteboard D6520
- ・画面サイズ 65V 型ワイド(表示エリア 1,428.5mm×803.6mm)
- ・附 属 品 専用ペン、イレーサー
- ・数 量 83 台

2 スタンド

- ・型 式 AC-SF45BK-N
- ・附 属 品 収納ボックス、ストッパー付キャスター
- ・数 量 83 台

3 マルチメディア再生装置

- ・型 式 メディアボックス PID-STB-B01
- ・機 能 児童生徒用及び指導者用端末と大型提示装置を無線接続し、画面へ投影する。
サーバ上の動画・静止画を表示する。
- ・数 量 83 台

教育長報告ウ 「久喜市教育委員会表彰について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。

教育長報告工 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 教育活動指導員
- 2 公民館運営委員

教育長報告才 「久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について」につ
きましては、人事案件であるため非公開です。

